

# 翻訳文における形式名詞「とき」に関する一考察

一法律文における翻訳の意味とテンスの問題を中心に\*

安 容 柱\*\*

---

## 目 次

---

0. はじめに(研究目的)
  1. 先行研究
  2. 形式名詞「とき」
  3. 韓国語の「叫」で翻訳できるもの
  4. 法令文で見られる「とき」の扱い
  5. 結論と今後の課題
- 

## 0. はじめに

日本語における時制(tense)とは、「動詞が表す内容の時間的位置(過去・現在・未来)を表す文法範疇<sup>1)</sup>」と定義している。言語学では、述語(主に動詞)によって言及される出来事などが、主に発話時点から見て現在・過去・未来のどれに当たるかといった時間的關係を表現する形式をいう。日本語の動詞では「一た」によって過去が表示され、現在・未来は終止形(辞書の見出しになっている形)によって表示される<sup>2)</sup>。樋口(2000)では、「一般に日本語では、ルヤウ、マス等で終わる基本形とタで終わる形が時制機能を受け持っていると考えられている。<sup>3)</sup>」とされている。一

---

\* この論文は2005年度鮮文大学校内学術研究費により作成されたものである。

\*\* 鮮文大学校 日本語科教授 日本語教育

1) 岩波書店(2002)『広辞苑 第五版』岩波書店

2) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%99%82%E5%88%B6>

3) 樋口万里子(2000)「日本語の時制表現 事態認知視点」再引用 p.53

方、韓国語では、時制は発話者の発話時を基準として前後の時間を指示する文法範疇として、伝統的には日本語と同じく時制観点を過去、現在、未来と分けていたが最近では過去と現在、或いは過去と非過去の 2 分法が提起され勢力を得つつある<sup>4)</sup>。しかし、時制(tense)と相(aspect)は別々の文法範疇として独立しているものの多くの言語においてはそのボーダーラインがクッキリと区分されるといふよりかなりの部分が互いに絡み合われている場合が多いとされている。

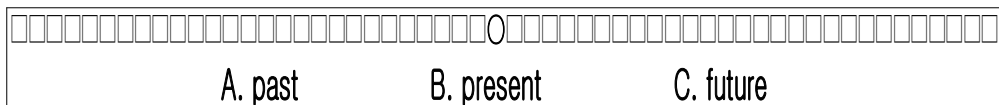
本研究ではこのようなことを踏まえて日本語を韓国語に翻訳する際に起きうる日本語の形式名詞「とき」の扱いにおいて韓国語のテンスとアスペクトに関連づけて考察していきたい。

## 1. 先行研究

### 1. 1 韓国語の時制分けの問題点

韓国語の時制分けにおいて、イム(2003)は、「英語の時制体系に合わせて韓国語の時間表現を説明しようとする伝統的文法時制体系を受容しているところから韓国語の時制分けの問題点がある<sup>5)</sup>」と批判している。韓国語においても日本語においても時制分けは Jespersen の時制体系を基にしており、韓国語の時間表現を本質から研究して規則化したわけではない。両国共に Latin 文法で体系化し基本的に使用している現在・過去・未来という 3 分法の時制分けをそのまま受容しているといえる。Jespersen(1924)はこの Latin 文法の時制の 3 分法を細分化し 7 時制体系を完成した。

<図1>Latin文法の時制 3 分法

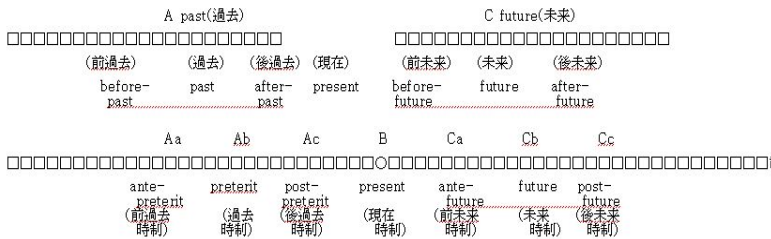


Latin 文法では、時間の概念を自然時間との流れに沿って線上に表している。すなわち、時間を左から右へと流れるものとして受け止め、過去と未来の二つの部分に分けたのである。時間の流れに沿って並べることにより過去と未来の二つの部分に分ける時点が現在で、現在時点は時間の幅(time span)のない零点の時点(zero point)

4) 임철성(1991), 현대국어의 시제어미 연구, 전남대학사학위논문 p.7

5) 임철성(2003), 시제교육연구, 국어교육학회 재인용 p.7

になる。これに対してJespersonは過去の時点を前後として前過去時制(ante-preterit)と後過去時制(post-preterit)、未来の時点を前後として前未来時制(ante-future)と後未来時制(after-future)と細分した。



〈図2 時制の7分法〉

## 1. 2 英語と日本語の時制

英語の時制は常に話者の発話時を基準としている。しかし、韓国語と日本語は必ずしもそうではないと言える。例えば<sup>6)</sup>、

- (1)His sister was an invalid all her life.(i.e. 'She is now dead')
- (2)Peter injured his ankle.(but now it's better)
- (3)I saw him on Tuesday.(\*already)
- (4)영희는 내내 병상에 있었다.  
(ヨンヒはずっと病状にいた。)
- (5)자동차가 영수를 치었다.  
(車がヨンスを撥ね飛ばした。)
- (6)A:철수 집에 있어요?  
(チョルスは家にいますか。)
- B:아까 나갔다.  
(さき出かけたよ。)

(1)と(4)を比べるとHis sisterは既に亡くなっていることを回想していっていることが分かる。しかしヨンヒは現在病状にいたることが分かっているだけで、生死のことは分からない。同じく、(2)と(5)を比較すると、Peterは現在傷を負っていることが見受けられる。しかし、(5)は車に跳ねられたヨンスの状態はこの文だけでは分かりにくい。彼は自動車に

6) 임철성(2003), 시제교육연구, 국어교육학회 재인용 p.14(日本語訳は筆者による)

跳ねられて怪我を負っている可能性もあれば、既に治っている状態かも知れないのである。(3)と(6)のような完了文でも韓国語では固定された時間(definite time)表現と“-았”と一緒に使えるのである。このように時制においては日本語でも発話時を基準として時制を表すとは一概に言えにくい。例えば7)、

(1a)この間大阪へ帰るときに神戸に寄った。

(1b)When I went back to Osaka the other day, I visited Kobe.

(2a)昨日は、ジョーが帰(る\*った)前にロンが来た。

(2b)Yesterday, Ron came before Jo {\*goes/went} home.

(3a)ある日のことでございます。御釈迦様は極楽の蓮池の縁を、一人でぶらぶら御歩きになっていらっしゃいました。池の中に咲いている蓮の花は、みんな玉のようにまっ白で、そのまん中にある金色の蕊からは、何とも云えない好い匂いが、絶え間なくあたりへ溢れております。極楽は丁度朝なのでございましょう。

(3b)One day, the Lord Buddha was taking a stroll beside the Lotus Pool in Paradise. The lotus blossoms were the color of precious white jade, and from the golden stamens in their centers an exquisite fragrance wafted into the air. It was morning in Paradise.

(The Spider's Thread translated by Dorothy Britton)

(1a, 2a)の「帰る」のように、時間的に発話以前に位置する行為を表すには、英語では(1b, 2b)のように過去を使うが、(1a)のように基本形を使う場合や、(2a)のような基本形でしか使えない場合がある。日本語の基本形は、ある基準時から見て「その時点での状態」の場合と、英語ではwillが使われそうな「当該の事態がほぼ確実に未来に位置する」場合に用いられるので(1a, 2a)の従属節の事態を見ている時点は、発話時点以外のところにあると言える。また日本語ではしばしば基本形やタ形が(3a)のように交互に現れることがある。この場合、発話者の事態の位置関係は一定であるので、英語では(3b)のように時制も一定しなければならない。即ち、英語は時制選択基準時は発話時に固定されているが、日本語の場合は可変的であると言える。

このようなことを踏まえて、本論文では形式名詞「とき」が諸外国語(韓国語)に書き換えられる際(翻訳)に起りうる意味とテンス(時制)のギャップについて、特に法令集での意味について考察してみる。

## 2. 形式名詞「とき」

### 2.1 形式名詞「とき」

「とき」における記述は各辞書ごとに大きな差違は見当たらない。しかし、日本語が他の国の言語として置き換えられることになる際は必ずしも同じとは言えない。それは、外国語と日本語は1対1の呼応は難しいからである。「とき(時)」における意味のオーバーラップ(重畳)を理解するためにはその言葉が持っている縦断的意味のヒストリを辿る必要がある。そのため1603年から1604年にかけて長崎で発行された『日葡辞書』<sup>8)</sup>からその意味の発生を調べてみることは意味あることと言える。ポルトガル語で記述され約32,000語を収録しているこの辞書には「とき」の説明において次のように叙述している。

Toqi,トキ(時) 時間・時刻 「Toquio fakaru(時を計る)時刻、あるいは、時間を計る  
Toqi トキ(時) …する時に、Teraye mairo toki.(寺へ参らう時)私がイグレジャ(igreja  
教会)に来る折りに、または、私に来る時刻に。

『広辞苑』<sup>9)</sup>によると、

⑩(連体修飾語をうけ、接続助詞的に)次に述べることの条件を示すのに使う。…の場合  
合。「知事に事故がある一は、副知事がこれを行う」

の説明が見受けられる。

一方、韓国の辞書(日韓辞書<sup>10)</sup>)では、

とき(時) 名 ⑭[言]텐스. 시제(時制). 一によって 때[ 경우]에 따라서는, 「~は歩いていきます 때에 따라서는 걸어갑니다. 一の来るのを待つ 때를 기다리다. 一は金なり시간은 돈이다. 一を稼ぐ시간을 벌다 「親鳥はおおかみの前を飛び回って、ひな鳥がにげる~いた어미 새는 늑대 앞을 날아다니며 새끼 새가 도망갈 시간을 벌었다.」

インターネット時代により学習者から大衆的に使われている『ネイバー 日語辞書』<sup>11)</sup>で

8) 邦訳 日葡辞書, 1980, 岩波書店

9) 広辞苑, 1998, 2002, 新村出編 岩波書店

10) 日韓辞書, 1996, YBM時事英語社

は、

Ⅱ 형명 《행위·상태 등을 나타내는 連体修飾句를 받아》 가정적·일반적으로 어떤 상황을 나타냄. …경우. …할[될] 때.

事故の~には絡する 사고일 경우에는 연락한다/頭が痛い~は、この薬をのむ 머리가 아플 때는 이 약을 먹는다/もし彼が不在の~にはそのまま引き返す 만약 그가 자리에 없을 경우에는 그대로 돌아온다/家を出だはお天気だった 집을 나섰을 때는 날씨가 좋았다/僕の好きな~に行くよ 내가 가고 싶을 때 갈 거야/そんな気持ちになるもある 그런 생각이 들 때도 있다.

## 2. 2 韓国語での「とき」

韓国語では、「とき」が形式名詞として使われている場合、「行為や状態を表す 連体修飾句を受け、仮定的・一般的にある状況を表す. … 경우, … 할[될] 때」等と翻訳される<sup>12)</sup>。例えば、

(1)事故の~には連絡する。

사고일 경우에는 연락한다./ 사고가 났을 때는 연락한다.

(2)頭が痛い~には、この薬を飲む。

머리가 아플 때는 이 약을 먹는다.

(3)もし彼が不在の~にはそのまま引き返す。

만약 그가 자리에 없을 경우에는 그대로 돌아온다.

(4)家を出た~はお天気だった。

집을 나섰을 때는(나설 때는) 날씨가 좋았다.

(5)そんな気持ちになる~もある。

그런 생각이 들 때도 있다.

したがって、「とき」における解釈(翻訳)の際、意味決定のプロセス(日本語から韓国語へ)で最も気になるところは、各辞書でも指摘しているように、連体修飾句として「形式名詞」の形式で記されているときである。韓国の『日韓辞書』では、次のように記してある。

11) 네이버 日語辞書(2006.3 現在)

<http://jpdic.naver.com/jpdic.naver?where=brow&docid=1070082&query=%AA%C8%AA%AD>

12) 네이버 日韓辞書(2006.3 現在)

<http://jpdic.naver.com/jpdic.naver?where=brow&docid=1070082&query=%AA%C8%AA%AD>

(1) 경우 「もし彼が不在の～にはそのまま引き返す。」

만일 그가 자리에 없을 경우에는 그대로 돌아온다.

(2) 때 「知事に事故がある～は、副知事がこれを行う。」

도지사에게 사고가 있을 때는, 부지사가 이것을 행한다.

(3) (~할)시 「いざという～の用意はできている。」

일단 유사시의 준비는 되어 있다.

この三つの韓国語のキーワードを根拠として調べると、これに対応する日本語としては、①とき(時)②場合(ケース)③ころ④こと⑤その他のものに分類できる。

### 1) 「とき」に相応

例文1)とりあえずあったときに挨拶くらいはしておかないと、と思って挨拶をしてちょっと話してみると出てきた言葉は「この近くにパチンコ屋ないっすか?」

(일단 만났을 때에는 인사 정도는 해 두어야 한다고 생각해서 인사를 하고 조금 이야기해 보았더니 나온 말은“이 근처에 파칭코가게 없어용?”)

例文2)おもしろいのは、この言葉を韓国語で言うときは十分に微笑みながら言えば、聞いている男性たちがそれほど気分を害しないということです。

(재미있는 것은, 이 말을 한국말로 할 때는 충분히 미소 지으면서 말하면, 남성들이 들어도 그렇게 기분이 나빠지지 않는다는 것입니다.)

### 2) 「場合(ケース)」に相応

例文1)条例案では、昼間（午前8時～午後8時）は65デシベル、夜間（午後8時～午前8時）は60デシベルを超える音を故意に流した場合に「騒音」と規定。

(조례안으로는, 낮(오전8시~오후8시)에는 65데시벨, 밤(오후8시~오전8시)에는 60데시벨을 넘는 소리를 고의적으로 냈을 경우에 “소음” 이라고 규정한다.)

### 3) 「ころ」に相応

例文1)「劇場へ見に行きたい気もするけど、やっぱり無理。10年ぐらいたってみんなが忘れたころ、1人で見たい」

(극장에 보러가고 싶긴 하지만 역시 안되겠다. 10년 쯤 지나서 사람들이 잊었을 때쯤 혼자서 보고 싶다.)

例文2)自分が中学生のころも夕食はたいてい孤食だった。親と一緒に食べるのはうっとろしく、会話も全然弾まなかった。

(제가 중학생이었을 때도 저녁식사는 대개 혼자 먹었다. 부모님과 같이 식사하는 것은 귀찮고 대화도 전혀 즐겁지 않았다.)

#### 4) 「こと」に相応

例文1)電車に乗っていて、アナウンスの多さに、うんざりすることがある。ここ数年「女性専用車両」の周知や「不審物」の注意などその種類も、とみに増えてきた。

(전철을 타고 있을 때, 안내방송이 너무 많아서 질릴 때가 있다. 지난 몇 년 사이에 “여성 전용 차량”에 대한 알람이나 “수상한 물건”에 대한 주의 등, 그 종류도 갑자기 많아졌다.)

#### 5) 「その他」に相応

例文1)僕の住む高市員には1Fにカフェがあるんだけど、夕方からカフェが閉まるまで毎日飲んで騒いでる。

(내가 사는 고시원에는 1 층에 카페가 있는데, 저녁부터 카페가 닫힐 때까지 매일 술 마시고 떠들고 있다.)

例文2)「自分のありのままを受け入れようと考えようになり、それからは韓国系ということを取じたり隠したりはしなくなった」と話した。

(“나 자신을 그대로 받아들이려고 생각하게 되어, 그 때부터는 한국계라는 것을 창피해 하거나 숨기는 일은 없어졌다”고 말했다.)

## 3. 法令文で見られる「とき」の扱い

### 3.1 法令文での「とき」の解釈

「とき」の解釈においては小説や雑誌などで見られる時間の「때」として解釈されことより、日本語の「場合」に該当する「경우」としての解釈がより文脈を生かせる解釈(翻訳)になる割合が高い。例えば、

例文1)五条 行政機関の長は、開示請求が あつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(행정기관의 장은 개시청구가 {있을 경우에는/있는 경우에는})

例文2)前項の規定により事案が 移送されたときは、移送を受けた行政機関の長におい

て、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

(전항의 규정에 의해 {이송된 경우에는/ 이송되었을 경우에는})

例文3)前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(전항의 경우에 있어, 이송을 받은 행정기관의 장이 제9조 제1항의 {결정을 한 경우에는/결정을 했을 경우에는})

例文4)十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てが あったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第三節において「審査会」と総称する）に諮問しなければならない。

(개시결정 등에 대해서 행정불복 심사법에 의한 불복신청을 {한 경우에는/했을 경우에는})

例文5)委員の任期が 滿了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(위원의 임기가 {종료된 경우에는/종료한 경우에는})

例文6)二十八条 審査会は、不服申立人等から申立てが あったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。(심사회는, 불복 신청인 등으로부터 불복 신청이 {있는 때에는/있었을 때에는})

例文7)ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を 定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(단, 심사회가 의견서 또는 자료를 제출해야 할 상당 기간을 {정한 경우에는/정했을 경우에는})

例文8)三十四条 審査会は、諮問に対する答申を したときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(심사회는, 자문에 대한 답신을 {한 경우에는/했을 경우에는})

### 3. 2 テンスとアスペクトに問題

「とき」の解釈は前後の文脈の影響をうけテンスとアスペクトが混同を引き起こす場合が多い。例えば、

- (1') 行政機の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」とい）にし、相の期間を定めて、その補正を求めることができる。  
 (행정기관의 장은, 개시청구서에 형식상의 불충분한 점이 있음이 {인정될 때는/인정되는 때는/인정되는 경우에는})
- (2') 該個人が公務員（家公務員法（昭和二十二年法律第二百十）第二第一項に規定する家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一）第二に規定する地方公務員をいう）である場合において、該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、該情報のうち、該公務員の職及び該職務遂行の容に係る部分  
 (해당 개인이 공무원인 경우에 있어, 해당 정보가 그 직무 수행에 관련된 {정보였을 경우는/정보인 경우는})
- (3') 六 行政機の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記されている場合において、不開示情報が記されている部分を容易に分して除くことができるときは、開示請求者にし、該部分を除いた部分につき開示しなければならない。  
 (불개시 정보가 기록되어 있는 부분을 쉽게 구분해서 분리시킬 수 {있는 때는/있을 때는/있는 경우에는/있을 시는})

上の例からも見受けられるように韓国語への解釈(翻訳)の時、「とき」が使われている法令条文では日本語のままの文章とは違った時制と相、態のことが新しく生じることがしばしばある。これは機械的に一律には片付けることが難しく、日本語の文脈と韓国語の文脈の流れ、特に法令条文という特性を念頭にいった解釈をしないとかなり大きな問題になりうるので十分に気を使って翻訳をしないとイケないところである。

#### 4. 自然言語処理での「とき」の扱い

自然言語処理(Natural Language Processing)は、人間が日常的に使っている自然言語をコンピュータに処理させる一連の技術を総称して言う。「コンピューター言語学」も同じ意味で用いる。自然言語の理解をコンピュータにさせることは、自然言語理解とされている。自然言語理解と、自然言語処理の差は、意味を扱うか、扱わないかで区別する<sup>13)</sup>。自然言語処理には応用技術として、以下のような技術が研

13) ウィキペディアフリー百科事典

(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%87%AA%E7%84%B6%E8%A8%80%E8%AA%9E%E5%87%A6%E7%90%86>)

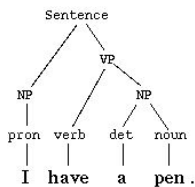
究・実用化されている。

- ・かな漢字変換：(入力したい文章の読みをキーボードなどから入力し、形態素解析などの文法解析システム、および、読みと漢字との変換対応表(「辞書」と称する)を用いて漢字仮名混じり文に変換することで、情報として読みしか与えていないため、誤変換(人間の意に反した入力)が付き纏う。文法解析の精度向上や辞書の拡充などにより変換精度は向上して来ているが、その仕組みの制約上、完全にはならない
- ・検索エンジン(Searching Engine): 狭義にはインターネットに存在する情報(ウェブページ、ウェブサイト、画像ファイル、ネットニュースなど)を検索する機能を提供するサーバーやシステムの総称
- ・機械翻訳・翻訳ソフト: ある自然言語を別の自然言語へ機械的に変換する技術をいう。例として、英語の文章を入力するとそれを翻訳した日本語の文章を出力する英日翻訳ソフトウェアなどがある。自動翻訳ともいう
- ・音声認識(Speech Recognition): 人の話す音声言語をコンピュータによって解析し、話している内容を文字データとして取り出す処理のことを言う。キーボードからの入力に代わる文字入力方法として注目を集めている(パソコン上での文書作成、運転しながらカーナビを音声で操作する、指示を聞き分けるペットロボット、音声対話受付案内システム)その他にも、スペルチェッカ、質問応答システム、情報抽出、自動要約生成等が研究・実用化に向けて活発に動いている。

#### 4. 1 機械翻訳(自動翻訳)の概念

現在広く使われている機械翻訳の原理は、言語Xで書かれている文を言語Yに翻訳する場合、①言語Xの文を構文解析する ②得られた構文木を、定められた規則に従って変換し、言語Yの構文木を得る ③変換した構文木から言語Yの文を生成する ④例として、英語から日本語への翻訳を考えるプロセスを踏むことになる。例えば、次のような文を与えたとする。

" I have a pen." →この文を解析して得られる構文木



<図3>a sample English syntax tree

このようなツリーが出来た時点で、以下のような辞書を使って英語の単語を日本語の単語に置きかえるのである。例えば、

英語	日本語
I	私
have	持っている
a	- (空白)
pen	ペン

構文木は次のようになる。

```
(S (NP (pron 私)) (VP (verb 持っている) (NP (det -) (noun ペン))))
```

しかし、このままでは語順が正しくないし、助詞もない。ここで構文木に対して以下のような規則を適用してさらに変換をおこなう。

“S → NP VP” というノードがあれば、それを “S → NP は VP” に変換せよ。

“VP → verb NP” というノードがあれば、それを “VP → NP を verb” に変換せよ。

すると変換された木はこのようになっている:

```
(S (NP (pron 私)) は (VP (NP (det -) (noun ペン)) を (verb 持っている)))
```

ここから、以下のような翻訳文が生成される。

```
"私はペンを持っている。"
```

これは非常に単純な例である。実際には英語のhaveは複数の語義をもつので、語義の曖昧性解消をしなければ単純に「have → 持っている」という変換をすることはできない。また、モダリティの考慮や、照応の解決、敬語の扱い、自然な言いまわしの文の生成など実用的な翻訳ソフトウェアをつくるためには多くのことを考慮に入れる必要がある。

## 4. 2 自動翻訳機における「とき」の処理

### (1) 現在形の連体形(断定の意味) + 「とき」

<p>当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>해당 정보가 그 직무의 수행과 관련된 정보일 때는,</p>	<p>해당 정보가 그 직무의 수행과 관련된 정보일 때는,</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>該当の情報がその職務の遂行に係る情報である時は、</p>
--	-------------------------------------	--	---------------------------------

### (2) 「ある」の過去形 + 「とき」

<p>行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあったときは</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>행정 불복 심사법(쇼와 37년 법률 제백육십호)에 따르는 불복 신청이 있을 때는</p>	<p>행정 불복 심사법(쇼와 37년 법률 제백육십호)에 따르는 불복 신청이 있을 때는</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>行政不服審査法(昭和 37年法律 제백육십号)による不服申し込みのある時は</p>
<p>行政機関の長は、開示請求があったときは、</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>행정 기관의 장은, 개시 청구가 있을 때는,</p>	<p>행정 기관의 장은, 개시 청구가 있을 때는,</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>行政機関の長は、開示請求がある時は、</p>

### (3) 「する」の過去形 + 「とき」

<p>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>심사회는, 자문에 대한 답신을 했을 때는,</p>	<p>심사회는, 자문에 대한 답신을 했을 때는,</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>審査会は、自問に対する答申をした時は、</p>
<p>移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定をしたときは、</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>이송을 받은 행정 기관의 장이 제9조제1항의 결정을 했을 때는,</p>	<p>이송을 받은 행정 기관의 장이 제9조제1항의 결정을 했을 때는,</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>移送を受けた行政機関の長が第九調第一項の決定をした時は、</p>

### (4) 現在形の連体形 + 「とき」

<p>行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>행정 기관의 장은, 개시 청구서에 형식상의 미비가 있다고 인정할 때는,</p>	<p>행정 기관의 장은, 개시 청구서에 형식상의 미비가 있다고 인정할 때는,</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認める時は、</p>
---	--	---	---------------------------------------

<p>不開始情報が記録されている部分を容易く区分して除くことができる場合は、開始請求者に対し、</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>불개시 정보가 기록되고 있는 부분을 용이하게 구분해 제외할 수 있을 때는, 개시 청구자에 대해,</p>	<p>불개시 정보가 기록되고 있는 부분을 용이하게 구분해 제외할 수 있을 때는, 개시 청구자에 대해,</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>不開始情報が記録されている部分を容易く区分して除くことができる時は、開始請求者に対して、</p>
--	--	---	---

(5)現在形の連体形(受け身) + 「とき」

<p>当該部分を除いた部分に有意義情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>해당 부분을 제외한 부분에 유의미 정보가 기록되어 있지 않다고 인정될 때는, 이 마지막으로 없다.</p>	<p>해당 부분을 제외한 부분에 유의미 정보가 기록되어 있지 않다고 인정될 때는, 이 마지막으로 없다.</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>該当部分を除いた部分に有意義情報が記録されていない認められる時は、この最後でない。</p>
<p>前項の規定により事業が移送されたときは、</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>전항의 규정에 의해 사업이 이송되었을 때는,</p>	<p>전항의 규정에 의해 사업이 이송되었을 때는,</p> <p>翻訳</p> <p>クリア</p>	<p>前項の規定によって事業が移送された時は、</p>

### 4. 3 機械翻訳における自然言語処理の限界と問題

現在日本語と韓国語、その反対の場合においても機械翻訳における自然言語処理はかなり有意義なところまで達しており、その活用場面が徐々に拡大しつつある。実際新聞記事などを自動翻訳システムに書いた場合、瞬時に翻訳文が出てくるとをみるとかなり驚く人が多いだろう。このようなシステムは最近インターネットのホームページを通してサービスされており、無料で経験できるサイトも運営されているのが現状である。しかし、前述したように機械翻訳による自然言語処理には目に見えない落とし穴も隠れている。「とき」における自動翻訳システムは、

- (1) 「とき」はすべて「-때」として処理するようにプログラム化されている。それにより「경우」等を含む多様な翻訳に限界がある。
- (2) 「あったとき」のようなペストセンテンスの場合、「있을 때」として翻訳され、同じ文章を再翻訳させると「あるとき」として翻訳される自己矛盾を起こす。
- (3) 「認めるとき」は「인정 할 때」として翻訳され、再翻訳の際も「認めるとき」として翻訳されるが、文章によって「인정 될 때」のように受け身的表現として翻訳されるべきところがある場合、対応に限界が現れる。
- (4) 「認められるとき」「移送されたとき」のような受け身表現は「인정 될 때」「이송되었을 때」のようにそれぞれ翻訳され、時制と態の一致されることが見受けられる。しかし、(1)で言及したように「경우」などのより文脈に沿った翻訳には一定の限界

が見受けられる。

## 5. 結論と今後の課題

先行研究でも色々と指摘されたように翻訳の作業では必ずという完璧な翻訳はかなり難しいのが事実である。しかし、ここで指摘したように「とき」にさしかかる諸環境は文脈に大きな影響を及ぼしていることが現実である。また、一般的文章と法律文での解釈はまた一定のずれがあることが分かる。今後の課題としては韓国語の状況をもうすこし詳しく調べる必要があり、翻訳サンプルがとれるインフォーマントを通してのデータの客観的検証の必要性がある。

### 【参考文献】

#### <著書及び論文>

- 岩波書店(2002)『広辞苑 第五版』岩波書店  
樋口万里子(2000)「日本語の時制表現と事態認知視点」再引用  
임철성(1991)「현대국어의 시제어미 연구」전남대박사학위논문  
임철성(2003)「시제교육연구」국어교육학회 재인용  
岩波書店(1980)『邦訳 日葡辞書』岩波書店  
新村出編(1998,2002)『広辞苑』岩波書店  
YBM時事英語社(1996)『日韓辞書』YBM時事英語社

#### <オンライン資料>

- ネイバー 日語辞書(2006.3現在)  
<http://jpdic.naver.com/jpdic.naver?where=brow&docid=1070082&query=%AA%C8%AA%AD>  
ウィキペディアフリー百科事典  
(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%87%AA%E7%84%B6%E8%A8%80%E8%AA%9E%E5%87%A6%E7%90%86>)

#### <例文探し>

- <http://www.google.co.jp>

## 要 旨

最近韓国の翻訳市場は全発行出版種から1995年の15%から2003年には29.1%とふえている。2004年には総発行種35万394種のうち28.5%である10万88種と集計されている。これには漫画が3108種、児童書が2245種として翻訳書の半分を占めているのが実情である。最近は自然言語処理システムによる機械翻訳まで盛行しており統計に露出されていない部分まで入れると翻訳市場はとても巨大と言える。しかし、このような多量の翻訳がなされている中でも、翻訳による質的諸問題点がよく新聞や記事に取りざたされることは翻訳のカテゴリ化がそれだけ難しいことでもある。

本論文では極めて単純である「とき」をめぐる解釈において、韓国語で翻訳される際に現れる「때」以外の「경우」等での解釈されるべき場面と、「とき」の前後に現れる時制と態、相の問題について分析してみた。

自然言語処理システムでの「とき」は、

- (1) 「とき」はすべて「-때」として処理するようにプログラム化されている。それにより「경우」等を含む多様な翻訳に限界がある。
- (2) 「あったとき」のようなペストセンテンスの場合、「있을 때」として翻訳され、同じ文章を再翻訳させると「あるとき」として翻訳される自己矛盾を起こす。
- (3) 「認めるとき」は「인정 할 때」として翻訳され、再翻訳の際も「認めるとき」として翻訳されるが、文章によって「인정 될 때」のように受け身的表現として翻訳されるべきところがある場合、対応に限界が現れる。
- (4) 「認められるとき」「移送されたとき」のような受け身表現は「인정 될 때」「이송되었을 때」のようにそれぞれ翻訳され、時制と態の一致されることが見受けられる。しかし、(1)で言及したように「경우」などのより文脈に沿った翻訳には一定の限界が見受けられる。

キーワード：翻訳、とき、時制、態、相、때(the time)、경우(in case)

투 고 : 2006. 8. 31  
1차 심사 : 2006. 9. 9  
2차 심사 : 2006. 9. 30

住 所 : (338-708) 충남 아산시 당정면 갈산리 선문대학교 일본어과  
電 話 : 011-9823-4132  
e-mail : yjan@sunmoon.ac.kr